

議会受付番号	鎌議第 1534 号
質問者	渡邊 昌一郎 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市職員考査委員会委員の選任方法および経歴などについて

2 質問の要旨

先般の新聞紙上に 44 回遅刻をし、その記録を部下に命じて「改竄」させていた記事が掲載された。鎌倉市としてはこの極めて背信的行為を重く受け止めなくてはならない。鎌倉市職員労働組合幹部であり残業時間を減らそうなどと就業時間には極めて厳しいはずであるが、鎌倉市職員考査委員会委員は「戒告」という極めて軽度な処分とした。「改竄」という極めて悪質な行為に対してこの処分では市民から「お手盛り」と批判されても仕方がない。この判断を下した鎌倉市職員考査委員会委員の見識を伺いたい。

学識経験者ではなく民間の経営者を委員会に入れるべきと考える。

- 委員会のメンバーはどのようなきっかけで、また、誰からの紹介で委員となったのか。誰が選任したのか。
- 委員会のメンバーをどのような基準で選任をしたのか。
- 委員会のメンバーはどのような経歴があるのか。
- 報酬は支払っているのか。いくら支払っているのか。
- 委員会のメンバーは本人または家族が政治的関わりや、組合の関係者ではないか。

3 答弁

- 職員考査委員会は、外部委員 5 人及び総務部長の計 6 人で構成されています。外部委員の内訳は、市民 1 人、学識経験者 4 人となっております。いずれも市内在住又は在勤で、市政に明るい人物の中から市長が委嘱しております。
- 委員の選考に当たっては、上記の点を考慮しております。
- 委員の経歴については、別紙のとおりです。
- 委員の報酬については、他の諮問機関の委員と同様、1 回の出席につき、委

員長が 12,000 円、委員が 10,000 円となっております。

- 委員本人又は家族の政治的関わりや鎌倉市職員労働組合との関係については調査しておりませんが、職員考査委員会は委員 6 人で審議し、懲戒処分及びその量定を決定しており、その決定は公平公正に行われているものと認識しております。